

石川県公報

令和7年7月3日(木曜日)

号 外

(第51号)

目 次

告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定 (薬事衛生課)	1
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定 (同)	1
選挙管理委員会	
○参議院議員通常選挙の選挙長及び選挙長職務代理者並びに選挙分会長及び選挙分会長職務代理者の選任	2
○参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	2
○参議院選挙区選出議員選挙における市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	2
○参議院選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の提出場所	2
参議院選挙区選出議員選挙石川県選挙区選挙長	
○参議院選挙区選出議員選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	3

告 示

石川県告示第234号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和7年7月3日

石川県知事 馳 浩

1 知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真を付して「Adventure ～アバンチュール～」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真を付して「HEAVEN'S DOOR」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真を付して「Blue Magic Melty Heart」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真を付して「Dorothy」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第1項第6号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和7年7月4日

石川県告示第235号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和7年7月3日

石川県知事 馳 浩

1 知事指定薬物の名称

- 1 - (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) - 2 - (シクロヘキシルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類

- (2) 2 - {2 - [(4 - エトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル - N - エチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) (8 R) - 6 - アリル - N, N - ジエチル - 1 - (チオフェン - 2 - カルボニル) - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第1項第6号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日

令和7年7月4日

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第67号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により選挙長及び選挙分会長を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定によりそれらの者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和7年7月3日

石川県選挙管理委員会

参議院選挙区選出議員選挙				
選挙長		選挙長の職務を代理すべき者		
住所	氏名	住所	氏名	
石川県白山市	吉田隆一	石川県金沢市	松田宏	

参議院比例代表選出議員選挙				
選挙分会長		選挙分会長の職務を代理すべき者		
住所	氏名	住所	氏名	
石川県金沢市	栗田真人	石川県金沢市	岩浜善之	

石川県選挙管理委員会告示第68号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

石川県選挙管理委員会

選挙名	参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙
日時	令和7年7月4日 午後5時30分	令和7年7月4日 午後7時
場所	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁 石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）	

石川県選挙管理委員会告示第69号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができる日を令和7年7月3日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年7月3日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第70号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する

る申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

令和7年7月3日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

期 日	受 付 場 所
令和7年7月3日	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室(行政庁舎11階)
令和7年7月4日以降	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部市町支援課(行政庁舎5階)

参議院選挙区選出議員選挙石川県選挙区選挙長

参議院選挙区選出議員選挙石川県選挙区選挙長告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

令和7年7月3日

参議院選挙区選出議員選挙石川県選挙区

選 挙 長 吉 田 隆 一

期 日	受 付 場 所
令和7年7月3日	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室(行政庁舎11階)
令和7年7月4日以降	金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部市町支援課(行政庁舎5階)

